

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成20年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 業務の概要

(1) 業務名 鳥取県道路台帳システム開発業務

(2) 業務の内容

本件業務は、道路法に基づいて管理している道路台帳等について、既存システムのデータを活用した上で、新たな道路台帳システムを構築するものである。

なお、選定された者が行う業務の概要は、次に掲げるとおりとし、詳細は鳥取県道路台帳システム開発業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案説明書（以下「企画提案説明書」という。）及び仕様書による。

ア 計画準備

イ 基本設計

ウ 詳細設計

エ データの整備

オ システムの開発

カ システムの導入及び設定

キ 導入検証及び試験運用

ク 機器等の調達

ケ 研修

(3) 業務場所 鳥取市東町一丁目220ほか

鳥取県県土整備部道路企画課及び関係機関

(4) 履行期間 契約日から平成21年3月25日まで

(5) 予算額 20,904千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

## 2 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は共同企業体とし、単独企業にあつては(1)又は(2)、共同企業体にあつては(3)に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件（土木関係建設コンサルタント）

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成19年鳥取県告示第984号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格を有するとともに、その資格区分が土木関係建設コンサルタント業務に登録されている者（以下「土木関係建設コンサルタント」という。）であること。

ウ 鳥取県知事から資格（指名）停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、入札に参加させないこととする措置をいう。以下同じ。）を受けた期間が、平成20年9月30日（火）から3の(2)の提案説明の日までの期間に含まれていないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日から参加表明書の提出期限までの間に改めて入札参加資格を付与されていること。

オ 平成10年度以降に完了した、地図を背景図として利用する道路台帳の管理に関するシステム又は公共土木施設の管理システムを構築する業務の実績（単純な既存資料のデータベース化は除く。以下「同種業務実績」という。）を1件以上有すること。

ただし、共同企業体の構成員として実施した同種業務実績については、出資比率が30パーセント以上のものに限る。

カ 県内に入札及び契約締結の権限を有する本店、支店又は営業所（以下「事務所等」という。）を有する者にあつては、次に掲げる基準のいずれかを満たしていること。

（ア） 県内の事務所等に常勤の技術者（土木関係建設コンサルタント業務に従事している者で1年以上の実務経験を有するもの）を20名以上有すること。

（イ） 技術士法（昭和58年法律第25号）第6条の規定により実施される第二次試験に合格し、同法第32条第1項の登録を受けている者（以下「技術士」という。）のうち、技術部門を建設部門又は総合技術監理部門とする常勤の要員を30名以上有すること。

キ 県内に事務所等を有しない者にあつては、カの（イ）に掲げる基準を満たしていること。

ク 本件業務の実施期間中、本件業務の管理技術者、照査技術者及び担当技術者（以下「配置技術者」という。）として、次に掲げる要件を満たす常勤の技術者を、各1名以上（合計3名で、それぞれ兼任はできず、業務途中での変更はできない。）配置できること。ただし、配置技術者のうち、少なくとも2名は、配置技術者として従事した同種業務実績を1件以上有すること。

（ア） 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門に限る。）又は社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャの資格試験のうち、専門とする技術部門を道路とするものに合格し、その登録を受けている者であること。

（イ） 技術士（総合技術監理部門（情報工学）又は情報工学部門に限る。）又は情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第7条の規定により実施される情報処理技術者試験に合格した者（以下「情報処理技術者」という。）であること。

ケ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## （2） 単独企業に関する資格及び条件（役務の情報処理サービス）

ア （1）のア、ウ、エ、オ、ク及びケに掲げる要件のすべてを満たす者であること。

イ 平成20年鳥取県告示第184号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務の情報処理サービスに登録されている者であること。

なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であつて、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成20年10月2日（木）午後5時までに5の（2）の場所に提出すること。

ウ 県内に事務所等を有する者にあつては、次に掲げる基準のいずれかを満たしていること。

（ア） 県内の事務所等に常勤の技術者（情報処理サービス業務に従事している者で1年以上の実務経験を有するもの）を10名以上有すること。

（イ） 技術士（総合技術監理部門（情報工学）又は情報工学部門に限る。）又は情報処理技術者である常勤の要員を10名以上有すること。

エ 県内に事務所等を有しない者にあつては、ウの（イ）に掲げる基準を満たしていること。

## （3） 共同企業体に関する資格及び条件

ア 共同企業体が、（1）又は（2）に掲げるそれぞれの要件を満たす2名以上の者により自主的に結成されたものであること。ただし、（1）のオに掲げる要件についてはいずれか一方の構成員が、（1）のクに掲げる要件については共同企業体が、要件を満たしていれば足りる。

イ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

ウ 各構成員が、この公募型プロポーザルにおいて、単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

オ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

カ 各構成員が県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## 3 企画提案書の評価

（1） 企画提案書は、鳥取県道路台帳システム開発業務委託企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」とい

う。)において、企画提案説明書で定める評価項目ごとに、別に定める評価基準、評価方法に基づき、各委員が評価を行う。

- (2) 企画提案書の提出後、提案者に別途通知する日に、配置技術者による提案説明を予定している。提案説明では、企画提案者による企画提案内容の概要説明、性能の実演等を行い、評価委員会等による企画提案書等の内容の確認・質問、業務理解度等について確認する予定である。なお、提案説明の不参加は、辞退したものとみなす。

#### 4 最優秀提案者の選定

評価委員会における評価を元に県土整備部長が、最優秀提案者を選定する。また、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

#### 5 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部道路企画課企画調査係

電話 0857-26-7355

ファクシミリ 0857-26-7624

電子メールアドレス dourokikaku@pref.tottori.jp

- (2) 競争入札参加資格審査申請書の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7433

- (3) 企画提案説明書等の交付

企画提案説明書その他の資料は、平成20年9月30日（火）から同年10月9日（木）正午までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/roadkou/>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び時間

平成20年9月30日（火）から同年10月9日（木）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、期間の最終日は、正午までとする。

##### イ 交付場所及び問合せ先

(1)に同じ。

- (4) 参加表明書等の提出

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、企画提案説明書に基づき参加表明書その他必要となる書類（以下「参加表明書等」という。）を作成し、平成20年9月30日（火）から同年10月9日（木）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（期間の最終日は正午まで）に(1)の場所に提出すること。

- (5) 企画提案書及び見積書の提出

ア 企画提案書の提出者として選定する者及び公募条件に適合せず企画提案書の提出者として選定しない者には、平成20年10月15日（水）までにその旨通知する。

イ 企画提案書の提出者として選定する者は、企画提案説明書に基づき企画提案書を作成し、見積書を添えて(1)の場所に提出すること。

ウ 企画提案書の提出期限は、アの通知において指定する。なお、企画提案書の作成期間は、通知の日から2週間程度を見込んでいる。

- (6) 参加表明書等、企画提案書及び見積書の提出の方法

持参、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち、書留郵便に準ずるもの（親展

扱いとすること。)により、(1)の場所に提出すること。なお、郵便又は信書便による申込みは、参加表明書等にあつては(4)の提出期限内、企画提案書及び見積書にあつては(5)のウで指定する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。

(7) 最優秀提案者等への通知

最優秀提案者として選定された者及び最優秀提案者として選定されなかった者には、別途通知する。

6 参加に係る費用

この公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、すべて参加者の負担とする。

7 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行い、見積書を徴して契約を締結する。この交渉には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。交渉が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

8 その他

(1) 参加表明書等の提出

参加表明書等は、参加の意向及び参加資格を確認するものであつて、参加表明書等の提出があつても、企画提案書の提出者として選定されるとは限らない。

(2) 企画提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

(3) 提出書類の取扱い

ア 参加表明書等、企画提案書その他提出された書類（以下「提出書類」という。）は、返却しない。

イ 提出書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項各号に掲げる情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、参加者に無断でこの公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。

(4) 業務内容に関する説明会は、行わない。

(5) 著作権の取扱い

ア 委託業者として選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあつては、提案者に帰属するものとする。

イ 委託業者として選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は、提案者に対して企画提案書の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(6) その他

詳細は、企画提案説明書による。